

葛飾区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度実施要綱

令和 7 年 5 月 29 日

7 葛 総 人 第 65 号

区 長 決 裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進している葛飾区内（以下「区内」という。）の企業等をワーク・ライフ・バランス推進企業として認定し、その取組内容を広く紹介し、及び公表することにより、区内の企業等のワーク・ライフ・バランスに対する機運を高め、持続的な取組を推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「企業等」とは、常時雇用する労働者数（パートタイマーを含む。）が 300 人以下の企業、一般社団法人、一般財団法人等をいう。

(対象企業)

第 3 条 ワーク・ライフ・バランスの認定の対象となる企業等は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 区内に主たる事業所又は主たる事務所を置いていること。
- (2) 常時雇用する従業員等を 1 名以上有すること。
- (3) 就業規則を整備していること。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 過去 3 年以内に労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）その他の従業員の健康管理に関する法令等に違反し、行政処分等を受けていないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）等の反社会的勢力に所属せず、これらのものと関係を有していないこと。
- (7) ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいること又は取組を予定していること。
- (8) 労働関係法令に関し重大な違反がないこと並びにその他の法令上及び社会通念上ふさわしくないと判断される事由がないこと。

(認定対象事項)

第 4 条 企業等が取り組んでいるワーク・ライフ・バランスの推進の内容において、認定

制度の対象となる部門は、次に定めるものとする。

- (1) 子育て部門
- (2) 介護部門
- (3) 女性活躍部門

(認定の申請)

第5条 認定を受けようとする企業等は、葛飾区長（以下「区長」という。）に対し、葛飾区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、申請しなければならない。

- (1) 葛飾区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定子育て部門チェックシート（第2号様式）（前条第1号の部門の取組に係る認定を受けようとする場合に限る。）
- (2) 葛飾区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定介護部門チェックシート（第3号様式）（前条第2号の部門に係る認定を受けようとする場合に限る。）
- (3) 葛飾区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定女性活躍部門チェックシート（第4号様式）（前条第3号の部門に係る認定を受けようとする場合に限る。）
- (4) 就業規則
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(認定の基準)

第6条 区長は、前条の規定による申請を行った企業等に対して社会保険労務士を派遣し、別表の基準に基づく審査を行うものとする。

(認定)

第7条 区長は、第5条の規定による申請を行った企業等に対して、前条の規定による審査の結果を葛飾区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定審査結果通知書（第5号様式）により、通知するものとする。

- 2 区長は、前条の規定による審査により別表の基準を満たすと認めた企業等を、ワーク・ライフ・バランス推進企業として認定する。この場合において、当該認定は部門ごとに行うものとする。

(認定期間)

第8条 前条第2項の規定による認定（以下「認定」という。）の期間は、認定を決定した日から3年間とする。

(認定の取消し)

第9条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すことができる。

- (1) 認定を受けた企業等（以下「認定企業」という。）が虚偽の内容により認定申請を行う等、不正な手段によって認定を受けたとき。
- (2) 認定企業が第3条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (3) 区長が特に必要と認めたとき。

（公表）

第10条 区長は、認定企業について広く区民に周知するため、区ホームページ等への記載その他の方法により公表するものとする。

2 認定企業は、前項の規定による公表に協力するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は総務部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

別表（第6条関係）

葛飾区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定基準

下記（１）・（２）の基準を総合的に勘案し、認定の可否について審査を行う。

（１）認定する分野において、既に取り組んでいる項目数が概ね６割以上であること。

（２）ワーク・ライフ・バランスの推進に関する特徴的な取組や工夫があること。

【子育て部門】

	項 目	項目数
1	安心して出産できる環境整備	5
2	育児休業が取得しやすい環境整備	6
3	経済的支援	3
4	職場復帰支援	4
5	子育てしやすい環境整備	8
合 計		26

【介護部門】

	項 目	項目数
1	介護休業が取得しやすい環境整備	5
2	経済的支援	3
3	職場復帰支援	4
4	介護しやすい環境整備	9
合 計		21

【女性活躍部門】

	項 目	項目数
1	女性のエンパワーメントの推進	4
2	職場における男女平等	8
3	教育と研修	4
4	地域社会でのリーダーシップと参加	2
5	透明性、結果の測定、報告	2
合 計		20